

自治連自主防災会規約

平成 15 年 1 月 1 日

(名称)

第 1 条 この自主防災組織の名称は、自治連自主防災会（以下「自主防災会」と略す）と称する。

(目的)

第 2 条 自主防災会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震、風水害等）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 自主防災会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集、情報伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当等に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (5) 単独又は複数の自治会の区域で組織された自主防災部と相互に協力し、連携をとること。

(役員)

第 4 条 自主防災会には次の役員を置く

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 役 員 3 名
- (5) 監 事 1 名

第 5 条 役員任期は、定例総会から次期定例総会までとする。

第 6 条 会長は、自主防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 役員は、会務の処理を行う。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第 7 条 自主防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定例総会は、年 1 回 4 月に 自治連合会 の定例総会に合わせて開催する。
- 3 臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めたとき、招集する。
- 4 役員会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席（委任状を含む）しなければ開くことはできない。
- 5 会長は会議の長となり、議事を進行する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第 8 条 自主防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
 - (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導、炊き出し等に関すること。
 - (5) その他必要とする事項。

(会計)

第 9 条 自主防災会の運営に関する費用は、会費、その他の収入をもって充てる。

第 10 条 自主防災会の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

第 11 条 自主防災会の会計年度は、毎月 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

(監査)

第 12 条 自主防災会の監査は、毎年 1 回監事が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監事は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(雑則)

第 13 条 この会則に定めない事項で、自主防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

(附則)

この会則は平成 15 年 1 月 1 日から実施する。